

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西尾市	平坂地区(平坂集落) 中畑町、平坂町、西小瀬町、小栗町、奥田町、西奥田町、南奥田町	令和5年3月23日	令和4年3月22日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	522.7 ha
②地区内における中心経営体を含む担い手農業者の農地面積の合計	335.7 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地面積の合計	- ha
④地区内における60才以上の農業者の自作農地面積の合計	- ha
i うち後継者がいる農業者の自作農地面積の合計	- ha
ii うち貸出意向のある農業者の自作農地面積の合計	- ha
⑤地区内において中心経営体を含む担い手農業者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(備考)	
地区の耕地面積の内、中心経営体を含む担い手農業者が継続的に営農をおこなう見込み農地が過半以上のため、既に実質化されていると判断した地区	

2 対象地区の課題

<p>本地区における営農活動を行う農業者はある程度確保されている。</p> <p>今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>本地区の農地利用は、ブロックローテーションを中心とした土地利用型農業と施設園芸農業、露地野菜農業を並立し、地区全体で農地の有効利用を図る。特に麦、大豆においては、地域で協力し大規模かつ効率的に作業することを目指す。そのために地区の中心的となる経営体へ利用集積を更に進める。</p>

(参考)中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・麦・大豆	7900a	水稲・麦・大豆	9500a	平坂集落他
認農	B	水稲・麦・大豆	3300a	水稲・麦・大豆	4500a	平坂集落
認農	C	水稲・麦・大豆	8000a	水稲・麦・大豆	8430a	平坂集落他
認農	D	水稲・麦・大豆	8600a	水稲・麦・大豆	9000a	平坂集落他
認農法	E	水稲・麦・大豆	9850a	水稲・麦・大豆	10700a	平坂集落他
認農	F	水稲・麦・大豆	7400a	水稲・麦・大豆	8000a	平坂集落他
認農法	G	水稲・麦・大豆	5600a	水稲・麦・大豆	6000a	平坂集落他
認農	H	水稲・麦・大豆	8100a	水稲・麦・大豆	9200a	平坂集落他
認農	I	水稲・麦・大豆	6300a	水稲・麦・大豆	7900a	平坂集落他
認農	J	施設花き	113a	施設花き	130a	平坂集落
認農	K	施設花き	60a	施設花き	60a	平坂集落
認農	L	施設野菜 露地野菜	70a	施設野菜 露地野菜	70a	平坂集落他
認農	M	水稲・麦・大豆	5400a	水稲・麦・大豆	8000a	平坂集落他
認農	N	水稲・麦・大豆	7000a	水稲・麦・大豆	8000a	平坂集落他
認農	O	水稲・麦・大豆	6800a	水稲・麦・大豆	7400a	平坂集落他
認農	P	水稲・麦・大豆	11300a	水稲・麦・大豆	12000a	平坂集落他
認農	Q	露地野菜	100a	露地野菜	100a	平坂集落
認農	R	水稲 施設野菜	123a	水稲 施設野菜	129a	平坂集落
その他	S	施設花き	50a	施設花き	50a	平坂集落
認就	T	露地野菜	30a	露地野菜	56a	平坂集落
認就	U	露地果樹	8a	露地果樹	20a	平坂集落他
認農	V	水稲・麦・大豆	3000a	水稲・麦・大豆	5000a	平坂集落他
認農	W	水稲・麦・大豆	4000a	水稲・麦・大豆	5500a	平坂集落他
認農	X	施設花き	60a	施設花き	60a	平坂集落
認農	Y	施設野菜	20a	施設野菜	10a	平坂集落

(参考)中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農	Z	野菜苗、花苗、ハーブ苗	90a	野菜苗、花苗、ハーブ苗	90a	平坂集落
計	26人					

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、それ以外の中心経営体は「その他」と記載しています。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現在から概ね5~10年後の意向を掲載しています。

注3:「経営面積」欄には、対象地区内における中心経営体の経営面積ではなく、西尾市内全体地区における経営面積を記載しています。

注4:農業を営む範囲に記載のある集落の後に「他」がつく農業者は、他地区においても中心経営体として、記載をしています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○ 農地の貸付け等の意向

- ・アンケートによる貸付け等の意向を確認していない。

○ 農地中間管理機構の活用方針

- ・地区として、農地の集積・集約に取り組む場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。